

投資主各位

証券コード 9282

平成29年9月8日

東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

いちごグリーンインフラ投資法人

執行役員 長 崎 真 美

第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、平成29年9月29日（金曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、本投資法人現行規約第15条におきまして「みなし賛成」に関する規定を定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約第15条抜粋）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：平成29年9月30日（土曜日）午前10時

2. 場 所：東京都港区新橋一丁目2番6号

第一ホテル東京 4階 プリマヴェーラ

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項：

決議事項

- 第1号議案：規約一部変更の件
- 第2号議案：執行役員1名選任の件
- 第3号議案：監督役員2名選任の件
- 第4号議案：補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案：補欠監督役員1名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社であるいちご投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。
 - ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合には、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.ichigo-green.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）の関連する規定に基づき、以下の変更を行うものです。
 - ① 投資主総会の招集に関する規定を変更し、本投資法人の投資主総会は、平成31年9月1日及び同日以降遅滞なく招集し、以後、隔年毎の9月1日及び同日以後遅滞なく招集する旨、並びに必要があるときは随時投資主総会を招集する旨の規定を新設するものです。（変更案第9条第2項及び第3項関係）
 - ② 変更案第9条第2項の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該日の公告を要しない旨の規定を新設するものです。（変更案第9条第4項ただし書き関係）
 - ③ 本投資法人の役員の任期を、投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げないものとするものです。（第19条第3項関係）
- (2) 不要となった規定の削除、条数及び項数の整備、表現の明確化及び字句の修正を行うものです。（第9条第1項、第37条、別紙関係）

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第9条（招集）</p> <p><u>1. 本投資法人の投資主総会は、原則として、2年に1回以上開催する。</u></p> <p><u>2.</u> (記載省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>3. 投資主総会を招集するには、投資主総会の日</u>の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに各投資主に対して書面をもって通知を発する。</p>	<p>第9条（招集）</p> <p>(削除)</p> <p><u>1.</u> (現行のとおり)</p> <p><u>2. 本投資法人の投資主総会は、平成31年9月1日及び同日以降遅滞なく招集し、以後、隔年毎の9月1日及び同日以後遅滞なく招集する。</u></p> <p><u>3. 前項のほか、必要があるときは随時投資主総会を招集することができる。</u></p> <p><u>4. 投資主総会を招集するには、投資主総会の日</u>の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに各投資主に対して書面をもって通知を発する。<u>ただし、第2項の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告を要しないものとする。</u></p>
<p>第19条（役員を選任及び任期）</p> <p>1. ～ 2. (記載省略)</p> <p>3. 役員任期は、選任後2年とする。ただし、補欠として又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p> <p>4. (記載省略)</p>	<p>第19条（役員を選任及び任期）</p> <p>1. ～ 2. (現行のとおり)</p> <p>3. 役員任期は、選任後2年とする。ただし、<u>投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げないものとする。</u>また、補欠として又は増員のために選任された役員任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。</p> <p>4. (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第37条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年7月1日から翌年6月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。<u>ただし、第1期営業期間は、本投資法人設立の日から平成28年9月末日まで、第2期営業期間は、平成28年10月1日から平成29年6月末日までとする。</u></p> <p>別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 （記載省略）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. 運用報酬Ⅱ 本投資法人の決算期ごとに算定される損益計算書に計上された当期純利益のうち、当該営業期間の前営業期間の決算期に算定された損益計算書に記載された当期純利益に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（但し、上限を5.0%とする。）を乗じて算出される金額とする。</p> <p>支払時期は、本投資法人の前営業期間に係る決算期後、3か月以内とする。</p> <p><u>なお、第1期に係る運用報酬Ⅱは0とする。</u></p> <p>3. ～4. （記載省略）</p>	<p>第37条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年7月1日から翌年6月末日まで（以下、営業期間の末日を「決算期」という。）とする。</p> <p>別紙 資産運用会社に対する資産運用報酬 （現行のとおり）</p> <p>1. （現行のとおり）</p> <p>2. 運用報酬Ⅱ 本投資法人の決算期ごとに算定される損益計算書に計上された当期純利益のうち、当該営業期間の前営業期間の決算期に算定された損益計算書に記載された当期純利益に本投資法人と資産運用会社が別途合意する料率（但し、上限を5.0%とする。）を乗じて算出される金額とする。</p> <p>支払時期は、本投資法人の前営業期間に係る決算期後、3か月以内とする。</p> <p>3. ～4. （現行のとおり）</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員である長崎 真美から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、第1号議案による規約の変更が承認可決されることを条件として、変更後規約第19条第3項に基づき、選任後変更後規約第9条第2項に基づき招集する投資主総会の終結の時までとします。

なお、本議案は、平成29年8月9日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職	
なが さき ま み 長 崎 真 美 (昭和48年12月13日)	平成10年4月	弁護士登録（第二東京弁護士会） 石井法律事務所
	平成16年9月	マーシャル・鈴木総合法律グループ
	平成17年1月	金融庁総務企画局総務課国際室
	平成21年4月	石井法律事務所 パートナー（現任）
	平成27年4月	東京地方裁判所 民事調停委員（現任）
	平成28年6月	本投資法人 執行役員（現任）

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

第3号議案 監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員である野本 新及び藤田 清文から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、第1号議案による規約の変更が承認可決されることを条件として、変更後規約第19条第3項に基づき、選任後変更後規約第9条第2項に基づき招集する投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職	
1	の もと あらた 野 本 新 (昭和43年7月8日)	平成9年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 小中・外山・細谷法律事務所
		平成14年9月	ポールヘイスティングスLLP（ニューヨーク）
		平成15年5月	米国ニューヨーク州弁護士登録
		平成15年11月	米国カリフォルニア州弁護士登録
		平成16年1月	ポールヘイスティングス法律事務所 外国法 共同事業
		平成17年8月	特定非営利活動法人GADAGO監事（現 任）
		平成20年2月	ポールヘイスティングス法律事務所 外国法 共同事業 パートナー
		平成22年2月	シティニューワ法律事務所 パートナー（現 任）
		平成28年6月	本投資法人 監督役員（現任）
		平成28年8月	PAG不動産投資顧問株式会社 コンプライ アンス委員会外部委員（現任）

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職	
2	ふじ た きよ ふみ 藤 田 清 文 (昭和47年7月21日)	平成12年4月 平成16年6月 平成18年7月 平成18年7月 平成19年4月 平成20年3月 平成21年8月 平成26年5月 平成27年6月 平成28年3月 平成28年6月 平成29年5月	弁護士登録（大阪弁護士会） 淀屋橋合同法律事務所（現弁護士法人淀屋橋・山上合同） 金融庁検査局総務課 弁護士法人淀屋橋・山上合同 東京事務所 株式会社フェリシモ 社外監査役 弁護士法人淀屋橋・山上合同 東京事務所 パートナー（現任） 日土地アセットマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会外部委員（現任） フィンテックアセットマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会特別委員 株式会社フェリシモ 社外取締役（現任） 一般財団法人エン人財教育センター（現一般財団法人エン人材教育財団） 監事（現任） 東洋グリーン株式会社 社外取締役（現任） 本投資法人 監督役員（現任） 株式会社幸和製作所 社外取締役（現任）

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
3. 上記監督役員候補者兩名は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案は、平成29年8月9日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職	
かた かみ さと し 片 上 誠 之 (昭和51年12月7日)	平成13年10月	弁護士登録(第二東京弁護士会) 石井法律事務所
	平成21年10月	株式会社企業再生支援機構(現株式会社地域経済活性化支援機構)
	平成24年4月	石井法律事務所 パートナー(現任)

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職	
こん どう ゆう じ 近 藤 祐 史 (昭和56年8月17日)	平成17年10月	弁護士登録(東京弁護士会) シティユーワ法律事務所
	平成24年7月	ピルズベリー・ウインスロップ・ショー・ピットマン 法律事務所 ニューヨークオフィス
	平成29年1月	シティユーワ法律事務所 パートナー(現任)

1. 上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
2. 上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第15条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第5号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

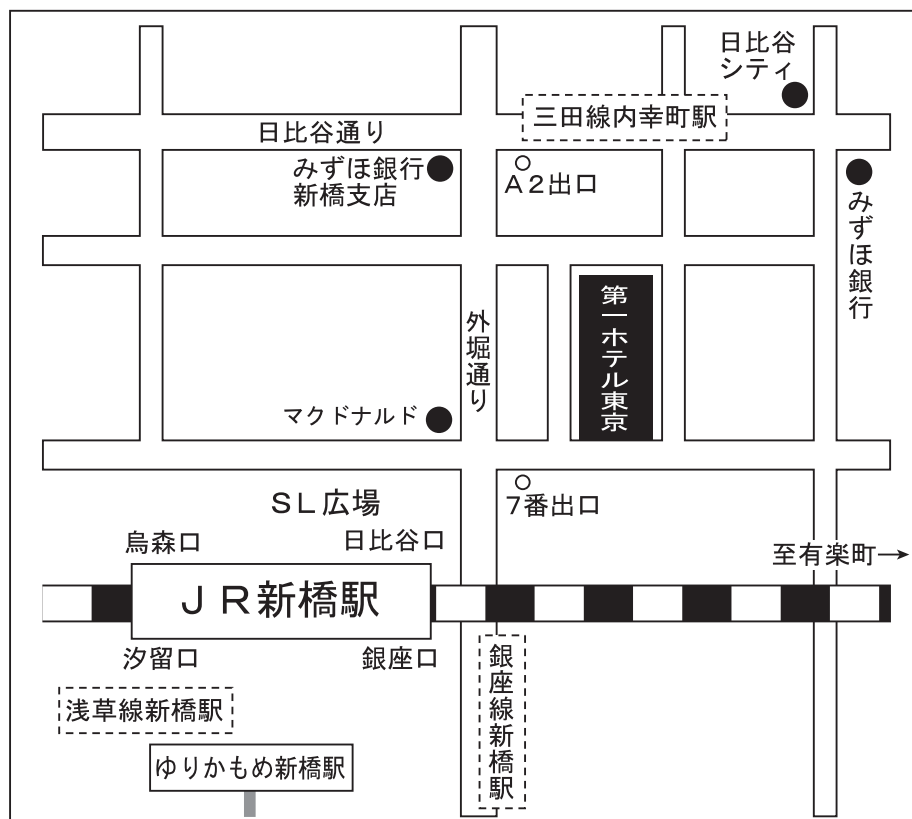
以上

投資主総会会場ご案内図

会 場：第一ホテル東京 4階 プリマヴェーラ

東京都港区新橋一丁目2番6号

TEL 03-3501-4411 (代表)



- JR線・東京メトロ銀座線 新橋駅より徒歩2分
- 都営地下鉄浅草線 新橋駅より徒歩5分
- 都営地下鉄三田線 内幸町駅より徒歩3分